脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.42

****

**ა(ა)იპ “ფსიქიატრიის სერვის მომხმარებელთა და გადარჩენილთა საქართველოს ქსელი” (GNUSP)**

**Georgian Network of (Ex-) Users and Survivors of Psychiatry (GNUSP)**

**精神医療（元）利用者とサバイバーのグルジア・ネットワーク**



国連障害者権利委員会委員長 ローズマリー・ケイエス様

 Tbilisi, Georgia, 4 July 2022

グルジア・トビリシ

2022年7月4日

 **緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン（案）について**

委員長様

　私は、精神科病院など精神科医療施設で治療を受けた人が集る「ジョージア精神科医療ユーザー・サバイバーネットワーク（GNUSP）」を代表して、この意見書を書いている。

　国連の障害者権利委員会の活動全般、とくに強制介入・施設収容・法的能力の剥奪を日常的に受け、実際に精神的な問題を抱えている、あるいはそう認識されている人の権利に対する強い姿勢に対して、感謝の意を表したい。

　脱施設化ガイドラインに精神科病院が含まれていることに感謝する。このような場所は施設とみなされないことが多く、強制的に収容された人は居住施設に住んでいる人として数えられない。長期に渡って生活している実際の人数の統計がないため、生活支援プログラムの策定をめぐる議論を開始する際に軽視されたり配慮のなさにつながっている。

　また、協議と意思決定プロセスにおける施設の人たちの関与の必要性を強調していただき感謝する。これもまた、相対的に複雑で通常よりも多くのサポート体制が必要なため、頻繁に見て見ぬふりをされる。

具体的なポイント：

* ２ページ目Para 5(6)”法的能力の事実上の否定”

提示されている例は、本人の意思で施設にいる場合の施設のシナリオを考慮したものではなく、事実上、施設か路上死かの二者択一かの選択である。形式的に、法的能力が考慮されているが、支援がない。国が障害のない人への支援プログラムを用意していない場合、状況はより複雑になる。例えば、もし障害者だけでなく、一般のホームレスも国からの支援を受けずに生活している場合。国は、”平等である以上、家賃補助も誰も平等に使えない”、”障害の有無に関係なく、どんな人も施設（ホームレスシェルターのような）に送ることができる”と主張するかもしれない。

* 施設に関しての追加点

（訳注　「？」が付いているところは参照元が特定できなかった）

　施設収容は、人を隔離することによるスティグマの助長につながり、家族と生活する権利（子どもの権利だけではない）とプライバシーは尊重されない。また施設収容の恐怖が、ジェンダーに基づくあるいは他の形態の暴力・虐待に対する沈黙につながる場合がある。例えば虐待者がその人を施設に送ると脅す、障害者が虐待者によって提供される利用可能な支援を失うことを恐れている。また、強制的施設収容は、警察と連携することで恐怖を増長させる。

* 段落8：最後の文　”権利条約第19条に規定された権利の行使は中断されない”は、この1文だけでも独立した項に相当するものである。
* 段落24　 最後の文に、”教育、雇用、司法制度”のリストに”医療”を加えるべきで**ある**。メインストリームの医療サービスは非常に重要であり、医療が住宅とパッケージで提供されないことを守らなければならない。また、保健省は、生活支援プログラムの開発を担当すべきではない。しかし、インクルーシブでメインストリームな医療サービスの開発は担当すべきである。
* 段落36“多くの人にとっては、施設は彼らが知っている唯一の生活の場であるかもしれない”。どのような転居も不信につながるかもしれないと追記した方が良いかもしれない。というのは、以前の転居で非常にトラウマになった経験があるために、現在住んでいる施設を比較的予測可能で安全な場所とみなしがちであるからである。そのため、信頼関係を再構築し、障害者自身が自らの可能性を確認する機会を提供することが重要であり、一時的に他の環境を訪れて、自分にとってどのような効果があるのかを確認することも考えられる。退所に関して“いいえ”という回答は、最終的な答えではなく、退所を決断する力をつけるためにさらなる努力が必要であることを示していると考えるべきである。
* 段落52（普段行うように）権利を認めるうえで大切な法的環境を可能にすることは、障害者が権利を確実に実現するのを支援することを通じて、締約国の責任として認識しなければならない。
* 段落57「amounts to a prohibited form of discrimination （禁止されている形態の差別と判断されるもの）」とあるが、差別に禁止されていない形態があるように聞こえるので、“差別の形態と判断されており、禁止されているもの”と言った方がいいのかもしれない。
* 段落61？ “during（その間）”という言葉を使うのは、やや理解しがたい。
* 段落74 (a)？ ”サービス構造”については、新しい構造物/建物の必要性と間違って理解される可能性があるため、言及しない方が無難である。新規のサービスのため？
* 段落77 (d)？ "develop "の代わりに "ensure "とすべきであろう。
* 段落86 (71)？ おそらく“awareness raising（気づきの向上）”ではなく“consciousness raising（意識向上）”とすべであろう。

また、EDF（ヨーロッパ障害フォーラム）が言及したパラ14に記載の「刑務所、難民キャンプ、ホームレスのためのシェルターは、これらの施設に収容された障害者に焦点を当てているのでなければ、CRPDの中核任務とは思えない」という言及に同意する。このような表現はガイドラインの権威を失墜させるものであり、政策立案者にこのような言い逃れをさせるべきではない。しかしながら、刑務所やその他の施設には、精神障害を含む障害者の割合が多いため、このような文脈で言い換えることができるかもしれない。

また、ホームレスですら国から十分な支援を受けられない場合はどうするのかに関して、平等という文脈は重要であるように思われ、少なくとも言及されなければならない。この問題は、障害者の権利の範囲を超えて、社会的権利全般の広い範囲に及ぶと思われるため、やや扱いにくく、対処が難しい。このような背景を、どこかで将来のビジョンとして言及したり、または障害に関連する議論が、いかに社会をすべての弱者に対する支援のユニバーサルデザインに導くのかについて言及していただければと思う。

議長　オルガ・カリーナ

|  |
| --- |
| **3rd Blind Alley of Todria str., b. 2, apt 33, Rustavi** |
| **Tel: (+995) 558 72 36 76****E-mail:** gnusp.ge@gmail.com |

**https://www.facebook.com/Georgian-Network-of-Users-and- Survivors-of-Psychiatry-GNUSP-110601027283137**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **ქ. რუსთავი, თოდრიის მე-3 ჩიხი, კორპ.2, ბინა 33** |  |  |
| **ტელ: (+995) 558 72 36 76** |  |  |
| **ელ. ფოსტა:** gnusp.ge@gmail.com |  |
| **https://www.facebook.com/Georgian-Network-of-Users-and- Survivors-of-Psychiatry-GNUSP-110601027283137** |  |

　　　　　　　　　　　　　　（訳　2023年7月： 宮澤明音、尾上裕亮、岡本 明、佐藤久夫）